

令和7年8月5日
九州地方整備局

改正建設業法「労務費の基準」説明会の開催について

～改正建設業法（本年12月に全面施行）に関する説明会を開催します～

本年12月に改正建設業法が全面施行となるにあたり、中央建設業審議会 労務費の基準に関するワーキンググループにて議論が行われている「労務費の基準」について周知徹底を図るため、説明会を開催します。あわせて、価格転嫁、生産性向上、働き方改革などについての現在の行政の取り組みも説明します。是非ご参加下さい。

記

1. 日時及び場所

	福岡会場
日時	令和7年8月26日（火） （第一部）10:30～12:00 ※発注者向け （第二部）14:00～15:30 ※建設業者向け
会場	第三博多偕成ビル（福岡市博多区博多駅南1丁目3番6号） ※ 同時にオンラインでも配信します。
定員	各回 100名

2. 対 象：建設業関係者、建設業団体、民間発注者、民間発注者団体、
国の機関、各自治体の発注担当部局、建設業許可部局 など

※法人、個人は問いません。建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。

3. 内 容：・最近の建設業行政をめぐる主なトピックス
・「労務費の基準」に関する具体的な制度
・Q&Aセッション

4. 参加申込：事前申込制となりますので、下記のURLをご参照の上、ご参加ください。
お席に限りがございます。満員となり次第、受付を終了することがありますので、
お早めにお申込みください。

なお、会場定員が満席の際は、オンライン枠をご確認ください。

【URL：<https://www.pwc.com/jp/ja/news-room/2025/construction-business-act-2507.html>】

※会場参加における定員は、【1組織2名まで】となります。

5. 報道対応：当日会場受付にて行います。（カメラ撮りは説明会の冒頭のみ）

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 092-471-6331（代表）

建政部 建設産業課 課長 國府田 直昭（こうだ なおあき）（内線6141）

建設専門官 笠尾 浩彦（かさお ひろひこ）（内線6144）